

---

# AMT/NEWSLETTER

## Energy

---

2025 年 12 月

### CCS 事業法の施行に向けた政府内検討状況について(その 2)

弁護士 大槻 由昭

#### Contents

---

- I. はじめに
- II. 本ワーキンググループの第 3 回会合での検討状況
- III. おわりに

#### I. はじめに

既報のとおり、2024 年 5 月に、二酸化炭素の地中貯留(Carbon-dioxide Capture and Storage)に関する「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」(令和 6 年法律第 38 号)(以下「CCS 事業法」という。)が成立および公布された。同法のうち、本稿執筆現在、探査および試掘関連規定以外の規定が未施行であり、これらの規定については、2026 年 5 月 23 日までに施行されることが予定されている<sup>1</sup>。そして、かかる CCS 事業法の全面施行に向けて、経済産業省内に、すでに「CCS 事業制度検討ワーキンググループ」(以下「本ワーキンググループ」という。)が設置されている。本稿では、直近で開催された本ワーキンググループの第 3 回会合での主な議論を概説する。

#### II. 本ワーキンググループの第 3 回会合での検討状況

本ワーキンググループの第 3 回目の会合は、2025 年 11 月 25 日に開催された<sup>2</sup>。以下では、第 3 回目の会合で議論の対象となった「貯留事業・導管輸送事業の制度検討について 令和 7 年 11 月」(資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料環境適合利用推進課 CCS 政策室)と題する書面(以下「事務局資料」という。)<sup>3</sup>の内容を中心に、その概要を紹介する。

まず、事務局資料においては、①CO<sub>2</sub> の圧入停止後の資金確保措置の問題、②貯留事業および導管輸送事業約款、および③貯留事業許可における地域調整プロセス問題の、主に 3 つの観点についての検討を行っている。以下、それぞ

---

<sup>1</sup> この詳細については、商事法務ポータルの弊職の執筆にかかる記事:SH5589「CCS 事業法の施行に向けた政府内検討状況について」(2025 年 10 月 6 日)<https://portal.shojihomu.jp/archives/76674> をご参照のこと。

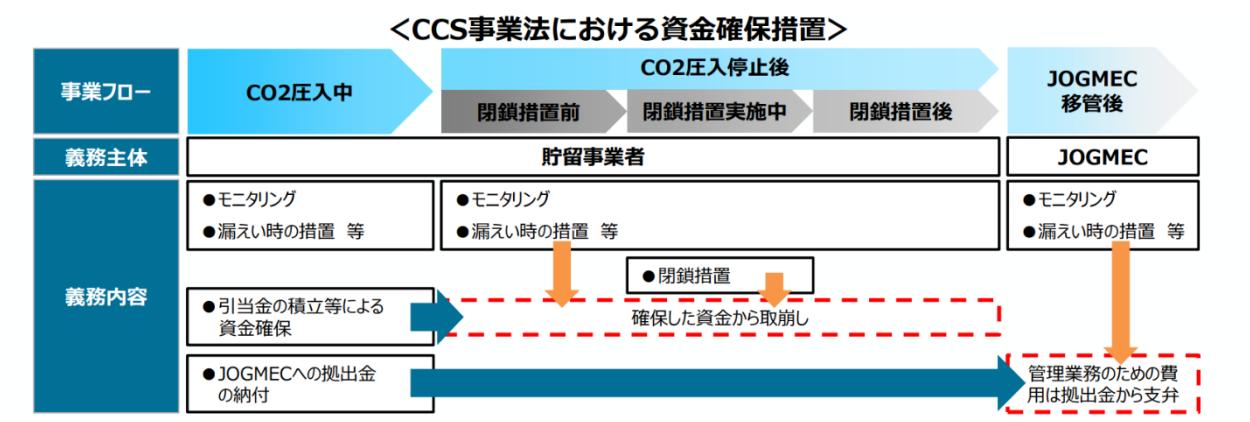
<sup>2</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen\\_nenryo/carbon\\_management/ccs\\_business\\_system/003.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/carbon_management/ccs_business_system/003.html)

<sup>3</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen\\_nenryo/carbon\\_management/ccs\\_business\\_system/pdf/003\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/carbon_management/ccs_business_system/pdf/003_02_00.pdf)

について概説する。なお、以下の記述中に引用している CCS 事業法の各条文は、本稿執筆時点では、いずれも未施行である(本稿の冒頭記載ご参照)。

### (1) 資金確保措置の論点について

上記①の資金確保の点について、貯留事業を開始した貯留事業者<sup>4</sup>は、貯留区域内の貯留層の温度、圧力その他の当該貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を確認するために必要な事項として主務省令で定めるものを監視しなければならない(CCS 事業法第 43 条第 1 項)。さらに、貯留事業者は、貯留層への二酸化炭素の注入を終了した時点から、貯留事業の廃止までの間における上記の監視作業に要する費用その他の費用に充てるための引当金を積み立てなければならない(同法第 44 条第 1 項)。すなわち、下図中央の点線赤枠の部分の議論である。なお、事務局資料では、JOGMEC に移管後の管理業務に充当するための拠出金の論点(下図の右下の点線赤枠の論点)も記載されている。



出典:前掲注 35 頁

今次の事務局資料においては、上記の資金拠出にかかる事業者の義務について、具体的な提案が検討されている(事務局資料 5 頁以下)。その前提として、事務局資料では、上記の CCS 事業法第 44 条第 1 項でいうところの「貯留層への二酸化炭素の注入を終了した時点から、貯留事業の廃止までの間における上記の監視作業に要する費用その他の費用」のカバー範囲に言及している。すなわち、(i)モニタリングに要する費用、(ii)閉鎖措置の実施に要する費用、および(iii)CO<sub>2</sub> の漏洩が発生し、またはその虞がある場合における応急措置に要する費用の 3 点である。

そのうえで、事務局資料は、以下の論点についての提言を記載している。

- ① 「資金確保の方法」として、いわゆる内部積立ての方法と外部積立ての方法を提言している(事務局資料 6 頁)。なお、後者(外部積立て)については、さらに、エスクローアカウントの活用や信託の活用などが議論されている。

<sup>4</sup> 念のため付言するに、「試掘者」(貯留事業者ではない)は対象外である。

- ② 「資金確保の額の算定」として、上記の費用の見積(積立金額の総額)<sup>5</sup>と、CO2の圧入停止が予定される時点までの年数(積立対象期間)から割り出した、事業年度ごとに積み立てるべき金額の計算式(例)を提示している(事務局資料 7 頁。下図参照)。

**<計算式>**

$$C_1 = (T_1 - A_1) / N_1$$

項目		説明
C <sub>1</sub>	当該事業年度の資金確保の額	—
T <sub>1</sub>	総見積額	CO2圧入停止後から貯留事業の廃止までのモニタリング・閉鎖措置・応急の措置に要する費用の総見積額。義務の履行に係る費用が発生した場合は、当該費用を除いた総見積額に変更するほか、モニタリング計画の変更等により、要する費用が変更となる場合は、貯留事業実施計画の変更の認可等により総見積額は変更となる。
A <sub>1</sub>	前事業年度までの資金確保の総額	貯留事業者による資金確保の総額
N <sub>1</sub>	当該事業年度以後の資金確保の期間(年数)	資金確保の期間の終期は、CO2圧入停止日が属する事業年度

出典:同上 7 頁

(2) 「約款」について

CCS 事業法における約款の問題とは、ある CO2 の排出事業者がいたときに、その事業者が、CCS 事業を運営する他の事業者(CCS 事業者)が提供する CCS 事業に対して、適切にアクセスし、公平な条件で当該サービスを利用することができるようにならなければならないという、いわゆる「第三者利用」の観点である(貯留事業の約款について CCS 事業法の第 50 条。同じく導管輸送事業について、同法の第 82 条)。

事務局資料では、この「第三者利用」のための約款の問題について、貯留事業と導管輸送事業のそれについて、約款の記載事例を提言している(事務局資料の 12 頁および 13 頁。ただし、項目レベルの提言であり、各項目の詳細までは書かれていません。)。なお、CCS 事業は、輸送と貯留サービスを同一の者(T&S 事業者)が提供するビジネスモデルが一般的であることから、導管輸送事業の約款と貯留事業の約款を一本化することを可能とする提言もされている(事務局資料の 11 頁※1)。

(3) 貯留事業許可フェーズにおける「地域調整のプロセス」について

この論点(地域調整のプロセス)は、貯留事業の許可プロセスとの関係では、時系列的には上記(1)(資金確保の論点)と(2)(約款について)に先行すべき議論である。すなわち、上記(1)(資金確保の論点)と(2)(約款について)は、いずれも、貯留事業の許可を得て、実際に貯留事業が開始された後のフェーズにかかる議論であるのに対して、この「地域調整のプロセス」という論点は、貯留事業の許可を取得する前のプロセスにかかるものである。すなわち、CCS 事業法に基づく貯留事業の許可を得るためにクリアすることが必要とされる許可基準の一つである、同法第 10 条第 3 項第 7 号「(貯留事業が)農業、漁業その他の産業の利益を損じ、又は公共の福祉に反するものでないこと」という許可基準に関するものである。

この点について、事務局資料では、地域調整のプロセスとして、事業者が、必要に応じて関連する地方自治体とも相談の上、関連する漁業者等へ貯留事業に伴う作業の情報提供や調整の場を設けているか、また、当該情報提供や調整方針が手続に適切であるかどうか、さらには、貯留事業に伴う作業等による影響や影響のおそれについて特に配慮が必要な場合には、その回避・緩和のための取組みを計画しているか、等を確認すべきとしている(事務局資料の 14 頁)。

<sup>5</sup> 前記の、(i)モニタリングに要する費用、(ii)閉鎖措置の実施に要する費用、および(iii)CO2 の漏洩が発生し、またはその虞がある場合における応急措置に要する費用の 3 点の金額の総額である。

### III. おわりに

上記のとおり、CCS 事業法の全面施行に向けた具体的な検討が煮詰まっている状況と見受けられる。これらの事項を含む、同法の施行にかかる政令および省令整備の動きに注目していきたい。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 太槻 由昭 ([yoshiaki.otsuki@amt-law.com](mailto:yoshiaki.otsuki@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合は、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。